

コメントの概要とコメントに対する考え方

No.	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<p>清算預託金所要額の算出方法及び損失補填スキームの枠組みの変更は、貴社清算業務のリスク管理をより一層強化するものであり、当該見直し案について概ね賛成です。他方、清算機関に対する国際的な規制強化に鑑み、より一層のリスク管理強化を検討して頂きたい、以下のご提案をさせていただきます。</p> <p>① 清算預託金の算出方法について</p> <p>FMI 原則において、システム上重要な清算機関には、最大一社のエクスポージャーに限定されず、より一層の財務資源が要求される為、貴社の今後の業務拡大を考慮し、より広範なストレスシナリオを提案。具体的には、基準 PML 額の上位 2 社合計金額への変更。</p> <p>② 証拠金所要額の見直しについて</p> <p>証拠金が十分に相場変動をカバーしていない場合、財務資源における非破綻参加者の負担額が相対的に増加すると考えられる為、破綻参加者負担の原則に則り、証拠金所要額の変更を提案。具体的には、国際的な清算機関にて採用されている過去 1 年間の価格変動(1 日若しくは 2 日間)を 99%の信頼区間でカバーする金額。</p> <p>③ 損失補填スキームの Recovery tool の見直しについて</p> <p>現行規則では、非破綻参加者に臨時清算預託金を無制限に要求することが可能であり、損失負担額の予測、定量化が極めて困難な為、当該上限導入を提案。具体的には、臨時清算預託金の上限回数の設定及び Variation Margin Gain Hair Cut の導入。</p>	<p>ご意見は今後の検討の参考といたします。</p>
2	<p>「制度要綱 I. 清算預託金」の「内容」欄の 2 点目で、清算預託金所要額の総額算出及び清算参加者への適用は、算出基準日の翌月でよいか。であれば、その旨がわかるよう修文することが適当ではないか。</p>	<p>毎月末を算出基準日として清算預託金所要額の見直しを行い、翌月に清算預託金所要額を預託いただくこととなります。</p> <p>制度要綱の修正は不要と考えます。</p>
3	<p>PML 額算出式にある「価格変動サンプル期間における連続する 2 取引日間の価格変動率」とは、いずれの 2 取引日間のものを適用するのか。(I. (1) ② 1. 及び③ 1. において同じ。)</p>	<p>価格変動サンプル期間の連続するすべての 2 取引日間の価格変動率を乗じて、算出します。</p>

4	<p>制度要綱 I. (1) ① 1. の備考 3 点目で、価格変動サンプル期間を平成元年 7 月以降としているが、その根拠と妥当性についてご説明いただきたい。(I. (1) ② 1. における昭和 60 年 1 月以降及び③ 1. における昭和 58 年 9 月以降について同じ。)</p>	<p>金利先物等取引は、ユーロ円 3 ヶ月金利先物の上場日以降、取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引は、広範なヒストリカルシナリオをカバーしています。</p>
5	<p>基準 PML 額が負の数になることはないか。なることがあれば、その場合の基準 PML 額の取扱いはどのようになるか。</p>	<p>負の数になることもあります。その場合には基準 PML 額を零とみなします。</p>
6	<p>「基準 PML 額の集合」とは、金利先物等取引の種類毎に計算された基準 PML 額の合計を意味しているのか。であれば、その旨がわかるよう修文することが適当ではないか。</p>	<p>価格変動サンプル日毎に、かつ清算参加者毎に算出した基準 PML 額の集合体を意味しています。 制度要綱の修正は不要と考えます。</p>
7	<p>金利先物等想定破綻参加者に、純資産額下位 3 社に当たる金利先物等清算参加者を含む理由をお示しいただきたい。また、これを制度要綱 I. (1) ② 3. においては 2 社、③ 3. においては 1 社としていることの根拠及び妥当性についてもご説明いただきたい。</p>	<p>損失をより保守的に算出するためです。 想定破綻参加者数は、総清算参加者数に一定の割合を乗じて、算出します。</p>
8	<p>制度要綱 I. (1) ①6. に「最大損失残額が生じた取引日における金利先物等想定破綻参加者が預託する証拠金額の合計額」とあるが、当該取引日における預託金額の合計額の実績値を意味するのか。であれば、その旨がわかるよう修文することが適当ではないか。(I. (1) ② 6. 及び③ 6. において同じ。)</p>	<p>自己取引分は証拠金預託額、受託取引分等は証拠金所要額を用いて算出します。 制度要綱の修正は不要と考えます。</p>
9	<p>制度要綱 I. (1) ①7. について、ここで控除する金利先物等想定破綻参加者の証拠金額の合計は、算出基準日における自己取引分に係る証拠金預託額と、受託取引分及び有価証券等清算取次ぎ分に係る証拠金所要額の合計でよいか。であれば、その旨がわかるよう修文することが適当ではないか。</p>	<p>自己取引分は最大損失残額が生じた取引日、受託取引分等は当該取引日の前取引日の証拠金を合計します。 制度要綱の修正は不要と考えます。</p>
10	<p>今般の見直しによって、CPMI-IOSCO の FMI 原則及び監督指針が求める個々の規制項目に対してどのように適合することになるのか、ご説明いただきたい。</p>	<p>適合状況は、7 月末までに開示します。</p>
11	<p>複数の CCP において清算業務をおこなっており、他の CCP との比較のため、また海外におけるリスク担当者が直接御社案の内容を検討するためにも英語による文書の作成、必要に応じ新旧対象リストの作成を検討いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>その方向で検討中です。</p>

12	制度見直しにおける金利先物オプション清算業務の取り扱いについて説明いただくことは可能でしょうか。想定している場合、オプション自体を対象としたフル評価となるか、またはデルタ値に基づく算出後の評価となるかご教示をお願いします。	デルタ値を金利先物の建玉に合算し、ベガリスク等もストレス・テストを実施します。
13	基準 PML 額が最大となった実際の算出内容詳細（日付、データを含めて）を算出基準日ごとに開示していただくことは可能でしょうか。	考えておりません。
14	PML 額算出において連続する 2 取引日間とした根拠を説明いただくことは可能でしょうか。	流動性等から判断しています。
15	ボラティリティの変動について、インプライド・ボラティリティの変化を含めて想定しているのでしょうか。	想定しております。
16	PML 額算出における受託分の取り扱いについてご教示ください。	自己分と同じ扱いです。
17	価格変動サンプル期間を拡大するお考えはございますか。	考えておりません。
18	基準 PML 額が最大となる参加者 1 社及び純資産額下位 3 社としたことの根拠を説明いただくことは可能でしょうか。	損失カバー上、適当と判断しています。
19	金利先物等取引違約損失積立金について制度要綱において説明されている箇所をお示し願えます。	Ⅱ. (1) です。
20	最低清算預託金所要額を現行制度における金額と同額 5,000 万円としたことの根拠を説明いただくことは可能でしょうか。	信用リスクから判断しています。
21	日次のストレス・テストの結果をふまえても清算委託金が不足している可能性を発見した場合の対応についてご教示ください。	追加の預託を求めることがあります。
22	仮想シナリオの詳細について、ストレスイベントの数などの詳細やどのように仮想シナリオを作成したかの方法論なども含め、説明いただくことは可能でしょうか。又、今後ストレスシナリオを増加・拡大する予定があるかご教示ください。	主成分分析により、適切な仮想シナリオを作成します。
23	日次のストレス・テストが十分に保守的であることを確認するためにその詳細を開示いただくことは可能でしょうか。またその結果を清算参加者を開示いただくことは可能でしょうか。	公表いたしません。